

(仮称)新九段生涯学習館基本構想検討会設置要綱

令和7年6月3日  
7千地生ス発第181号

(設置)

第1条 (仮称)新九段生涯学習館の整備に当たり、その基本的な考え方となる基本構想を策定するため、(仮称)新九段生涯学習館基本構想検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)(仮称)新九段生涯学習館基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから千代田区長(以下「区長」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 区内の各種団体・機関等関係者
- (3) その他区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想が策定された日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

(委員長等)

第5条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の招集は、委員長が行う。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。